記載例

(FI)

第1号様式の7 (第1条の11関係)(表)(用紙 日本工業規格A4縦長型) 受付番号※ 法人の登記簿に記載さ 提出年月日を記載 指定居宅サービス事業者(指定居れている主たる所在地 護保険施してください。 ナービス事業者) を記載してください。 指定(許可)申請書 平成 2 5 年 8月 1日 神奈川県知事殿 神奈川県横浜市中区大通り9-99-9 法人代表者印を 申請者 押してください。 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

株式会社 大通り介護 代表取締役 神奈川二郎

介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者(指定介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者)の指定(許可)を、 関係書類を添えて申請します。

12	除者規で添んて中間				事業所所在地市町	村番号 ※		
	フリガナ	カブシキカイシャ オオドオリカイゴ			4-X()()()	7171113 13.		人、社会福祉法
	名称	株式会社 大通り介護						PO法人など法人
申	<u>1</u> 10	(〒000-0000)						育庁がある場合に
"	主たる事務所の	神奈川県横浜市中区	十海 はりー は	20 —	0		記載。	株式会社、合同
	所在地	作示川东镇洪川中区.	八通りョー	99	9		会社な	どの場合は記載
l	連絡先	電話番号 045-000-0000			FAX番号 045-(000-0001	不要	
請	法人の種類	株式会社	法人の所	一种	1 八八田 勺 040 (000 0001		
	代表者(開設者)		フリガナ		ガワ ジロウ			
	の役職名・氏名	役職名 代表取締役	-氏名-	油	奈川 二郎	 (生年月日 <mark>195</mark>	0年1月	 1日)
者		(〒111-1111)	20 1	1-1-4	<u> </u>	(= 17,1=		
. –	代表者(開設	神奈川県横浜市金沢	区金沢南1	-1-	-1			
	者)の住所	11220010101200010						
事	フリガナ	オオドオリカイゴステーション						
業	名 称	大通介護ステーション						
所以		(〒 <mark>222-2222</mark>)						
又は	所 在 地	神奈川県〇〇市△△	7-7-7					
施								
設	電話番号	000-000-0002						
			実施事業		業開始予定年月日	指定(許可)	年月日	添付する付表
	訪問介護		O	平	成25年9月1日			付表1
	訪問入浴介證	至		\downarrow				付表2
	指訪問看護		+6.5	+ == 1	++-17車			付表3
同	定訪問リハビリー				ナたい事			付表4
_	居宅療養管理	里指導			寸けてくだ			付表5
所	宅通所介護	- > ->	さい。	•				付表6
在地	サ通所リハビリー							付表7、8
内内	短期入所生活			同一:	名称、同一所在均	也で		付表9、10、11 付表12
15	ビ 短期入所療養 ス 特定施設入局				ナている事業があ			付表13
お	福祉用具貸与				を付けてください。			付表14
い	特定福祉用具			7		<u> </u>		付表15
て	居宅介護支援事		0	<u> </u>		平成24年4	月1日	付表16
行	施 介護老人福祉	<u>术</u> ト施設				1 /2/21-11	<u> / </u>	付表17
1 /	設 介護老人保健							付表18
事業	介護予防訪問		0	平	成25年9月1日			付表1
	指介護予防訪問			Τ,				付表2
lû								付表3
施	介護予防訪問	引リハビリテーション						付表4
	護 介護予防居宅	E療養管理指導						付表5
の	予介護予防通列	f介護						付表6
種		fリハビリテーション	既	に指	定を受けている事	事業所と同一 事	F	付表7、8
類	サ 介護予防短期	月入所生活介護	業	所番	号にしたい場合に	こ記載してくだ	さ	付表9、10、11
		月入所療養介護	い	。同-	事業所番号にす	けるには、事業	ŧ	付表12
		E施設入居者生活介護		名称	、事業所所在地方	が一致している	5	付表13
	ス 介護予防福祉		业业业	要が	あります。			付表14
<u></u>	特定介護予防	片福祉用具販売				ļ.		付表15
							_	,
介證	護保険事業所番号(既	に指定又は許可を受けている場合の&	な記入してくださ	さい。)	1 4 1 2	3 4 5 6	i 7 8	
 	長+総目目→ い な						-	-
达排	景機関コード等				1 1 1	1 1 1		

第1号様式の7 (付表1)(第1条の11関係)(表)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

訪問介護事業者(介護予防訪問介護事業者)の記入事項

	フ!	」ガ	ナ	オオド	オリカ	bイゴステ	ーショ	ン	申請書	に記	載の	事業所:	名称.	事業所列	if I
	名		称	大通か	个護ス	くテーショ	ン							させてくた	
事				(〒 2	22-2	222)		7	さい。						
事業所	所	在	地	神	奈川!	県〇〇市	ΔΔ7	-7-	7					事業目的	ー り欄を確認して
	連	絡	先 電	話番号	- 0	000-000-	0002				FAX₹	F : 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	-	172000	
申記	青に係	る事業の	実施に	ついてた	Eめて	ある定款等	の条項			第	2	条 ′		項	5•6 号
利月	用者の	推定数												2	0 人
	フリオ	げナ	Ľ:	ラツカ	タロウ	ל		(₹	333-3	3333)		当該記	方問ぐ	↑護事業所	
	氏	名	平	塚 太	郎		住 所	平	塚市C	03	-3-				成してください。
管		ш											<u> </u>		
理	申請(に係る事	業所で	兼務する	他の耶	戦種(兼務す	する場合	のみ記え	入してく た	ごさい 。	,)			サービ	え提供責任者
者				内の他の 乗務する		事業所又に	は施設σ	2名称							
	業所		設があ	る場合の	ກ l∄	乗務する暗 寺間	地種及び	勤務		1.1				事業所 <i>0</i> ください。	の職務を兼務す
			フリガ	ナ	ヒラ	ツカ タロ	ウ								してください。
サ	ービ	ス	氏名		平塚	太郎			住 所	<u> </u>	半塚「	יססי	3 – 3	-3	
提·	供責	壬者	フリガ	ナー	ズシ	ジロウ					(〒55	5 — 5555	5)		
			氏 名		逗子	- 次郎			住 所	:	鎌倉市	ħΔΔ	5-5	- 5	
行		3 A =#		常	勤	(人)	非常	常勤	(人)		カ換算 女(人)			上の必要 (人)	題 否
第		引介護 └等	専従									ī	日は	- 肥 百 香	休暇等がある
 君	_	. 17	<u>→</u>		2			6		1	3.2	1.0			てください。
			兼務					_	_		0.2		7		
	営	業	日	日月	火 7	水 木 金 O O O	土祝	備考	12	月29	日から	51月31	白まて	が休み。	
主	営	業	寺 間	9:0	00~1	17:00	事	業所が	開いて	こいる	時間	を記載			
主な掲示事		未 L	寸 [日]	備考	サ	ービス提	供時間	7:00 <i>4</i>	~20:00	24	時間電	電話対応	芯可能	נוע	
拘示	利	用	料	法定代	理受領	分	介	護報酬	告示上	の額			- +B /	L 18-14-4	
事				法定代	理受領	分以外	介	護報酬	告示上	の額	Į	ナービス	く提け	もかり配る	は時間を記載
項	その	他の	費用					添運営		とお	Ŋ				
		の事業	€の	① 茅		7	鎌倉市	一部	3			4		5	
	実施	地域		備考	鎌	倉市の一	·部地均	はにつし	いては	事業所	所にお	問い合	わせ	ください。	ı

実施地域は市町村単位でなく、市町村の 一部地域も認められますが、運営規程上、 一部地域を特定する必要があります。 **第1号様式の7** (第1条の11関係)(付表6)(表)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

通所介護事業者(介護予防通所介護事業者)の記入事項

受付番号※

	フ	リ	ガ	T		オオ	ドオリ	カイゴ	ステーシ	タン												7
車	名			称		大道	通デ ・	イサー	ービス	セン	ター								の事業所			
事業						(₸	222-	2222)										業所電話	番号と	一致さ	:
所	所	在	Ξ	地		神	奈川	県村	其浜市	南	区幸社	畐町	7—	7 – 7	7	せてく	くださ	زر، دران				
171					_																	
	連	終			電	話	番		045-0					FΑ					00-0003			
申請(こ係る	る事業	 ()	実施	につ	いて	定处	てあ	る定款	欠等(の条項			Ĵ	第		<mark>2</mark> 条	:	<u></u>	5	号	
	フリ	ノガ	ナ		ヨコノ	/女 !	タロウ						(〒	333 —	333	3)	_	[定款等σ	事業 目	目的欄	を確
	氏		名						当	該道	通所介	護事	業原	斤で他	」の	職務を	<u>-</u> -3	<u> </u>	認して記			
管						氏プ					する場	合に	記載	はしてく	くだ	さい。		L				
理									(兼勿		勿口りだ	ケロン		V-C-	_				護職員			
者		する 所又						事業	所又は	施設	め名称	7				護ステ						
		マは						 兼務	する職	種及	び勤務	時間	居平	官介護	支	援管	理	者、週	[5時間			
	_	الم!	てくフ	ださし	(۱,								<u> </u>					\rightarrow				
実施	単位	数				1	単位	Ĭ.	同時に できる	- 理 // 利用	者の数	ル酸 の上[園同:	一敷均	也内	内の他	の事	業所	の職務を	を兼務す	子 20	人
					/	_				4	E 活	相談	i る	場合に	言記	関載して	こくだ	さい。	0		1	導員
								<u> </u>	_	卓	基本	兼	週	当たり	りの	勤務	時間	も記載	載してくた	きさい。	兼	務
	単位	と当た	-IJ	常菫	九(人	()				1			2						2	2	\lnot	
		É業者				·· (人)											2			1	+	2
単								慢数((人)	>	·			ÿ _Т		<u> </u>	百壬	<i>1</i> → noo :	ケジャフ	. ×		
位				適る				())(>				1,1 1					等がある ごさい。	× ×	-	
1	定		員											-97	<u>п</u> і.	<u> </u>	戦し					
	,,,	Alle.			月-	火・	水・2	木・金	,			-4.		12月	29	日から	1月	3⊟≢	で休み。			
	営	業	日		•			_	_		備	考										
					9:	00~	·17:0	00	平面	図よ	り算と	<u></u> 出した	_面和	責を記	ij							
	宮	業 時	間	備	考		#-	ービフ	載し	てくナ	ごさい	o			ŀ							
食堂	及7月	機能									$\sqrt{-}$			基準	<u></u> L	の必要	製値	<u> </u>		適	 否	
合計			, par - 1 - 1		. • •						90.75	m²	Ж			n	ίIJ	上	*			
	定				営	美日	150	をし	てくだ	さい	١,		•						20 人			
						日	月	火	水		金 土	祝	l			12月2	29日	から1	月3日ま	で休み	۲,	
	営		業		日		C	C	O	Ò	$\overline{\mathbf{c}}$	<u> </u>	備	考							-	
主								9.6	00~1	7:00		 [業]	 沂がI	開いて		る時間	ーー 引を言	記載				
主な掲示事項	営	業	F	诗	間	備		0.0			提供問			_					J +8 /# n± 81	3 + = 7 ±	<u></u>	
指示								亚岛		_^							ァー		提供時間	で記事	<u> </u>	
事	利		用		料			受領						示上			 或はi	市町	 村単位で	なく、市		ത
項	_					法定			分以外			擭報	酬告	示上					れますが			
	そ(り他	1 <i>(</i> 7,	費	用	_			営規程							-	-		する必要			_ ,
		の事	業の	実施	地	1	横沿	兵市	2	2)]	崎市の)一剖	3						(5)			
	域					備	考		川崎ī	市の	一部	地域	につ	いてに	は事	業所	にお	問い	合わせく	ださい。	o	

第1号様式の4 (第1条の7関係)(付表3)(表)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

訪問看護事業者(介護予防訪問看護事業者)の記入事項

受付番号※

	フリ	J 7	げ ナ		オオドオ	リカンゴス	テーシ	ョン										
	名		称		大通看	護ステ	ーシ	ョン					=	+ =¬	# 0 =	5 ₩ =٢ ₽ ₩	<u>+*</u>	
事					(〒222	-2222)									₣業所名₹ f電話番号	I .	
業所		_	Lal.		神	奈川県	横浜	市南区	幸福町	77 —	7-	7	けけい		-	电动倒万	2—玖0	
所	所	在	地	H									E C \	1200	• 0			
	連	絡		電	話番	号 04	5-000	0-0002			F.	A X 看	≸ 号 C	45-00	00-000	3		
	-		_	_		-		る定款等の	 D条項			 第		条			 号	
病	院、	診療		訪問	看護ス	ステーシ	ョンの	D別	訪	問看:	養スラ	テーショ		-11		等の事業目		
71.5	フリ				ハマタロ			1		333-					1		ョ的懶を てください。	
					浜 太郎			 住 所				区港田	<u> ተጓ_'</u>	3_3	1年 000		C \7.20 %	
	氏	2	呂	120	× × × × ×	412				1500		<u></u> /8-	当該	訪問看	護事	業所で他の	ⅅ職務を	
管	訪問	= F	 哉種		看	崔師				容録	エ		兼務	する場	合に	記載してくた	ごさい。 -	
理者	護ステー	- ⊢		請に係る事業所で兼務する他の職種(兼務する場合のみ記入してください。) 看護職員 務する同一敷地内の他の 業所又は施設(兼務する 業所又は施設がある場合														
有	テーション	┢					· ·								泪	支帆 县		
	の申	請言	事業所	又は	施設(兼	務する		-							油色	: EEF		
	時の	記員	事業所	又は	施設がま てくださし	5る場合 ヽ)		りる陬暦 時間	型及い	7,	5-67	一碳义	1友 吕	[]		ri#j		
		<u>`</u>	, , ₁₀		- 1720	_ · ·				同一	動₩			 坐所 <i>(</i>	へ か職発	<u> </u>	 作業療法士	
			\				看護	帥		l · -			こくだ		· > 415617J	C 7K177 7	語聴覚士	
				_		専従	É	兼務	専従								兼務	
従	常			勤	(人)	2		2	0		0		1		0	0	0	
業	非	Ť	常	勤	(人)	1		0	0		0		0		1	1	0	
者	常勤	換算	後の	員数	(人)	4.5			•							Ц		
	基準	上の	必要	員数	(人)	*							夏季休					
	適					×				墇	易合に	こは記	載して	くださ	い。 			
事	業所を	兼	営	業日	に〇を	してくた	ごさい	ىل <u>ى</u>	てくださ	い。)								
	₩	-	11.		日月	火水	X <u> </u>	金土祝	/# *	1	2月2	9日か	ら1月3	日ま	で休み	0		
	営	ž	業	日	0	00	0)	備考									
主	224	यार	n+	88		~17:00			所が得	いて	いる	時間を	記載					
主なこ	営	業	時	間	備考	サービ	ス提	供時間	7:00~	20:00		サーヒ	ごス提ん	供が可	『能な問		ķ	
掲ェ	Til		_	alsal	法定代	理受領分	}	介護報	酬告を	r上σ)額							
示事	利	J	刊	料	法定代	理受領分	以外	介護報	酬告え	r上σ)額			-		立でなく、市		
<u>,</u>	そ σ.) 他	の書	月	別添選	営規科	呈のと	:おり。								すが、運営		
			業の多			浜市		2) 川崎市	の - in	3			地域を 4	r 特正	タる火	を要がありま T ⑤	₹9°°	
	地域	-v] -	~~/J	~ n⊔	-			·部地域/			業別	たお		わせく	ください			

第1号様式の4 (第1条の7関係)(付表16)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

指定居宅介護支援事業者の記入事項

受付番号 ※

	フ	リ ガ	ナ		オオド	オリケ	アステ	ーション	ン		申	請書に	記載の	事業所	名称	、事業			
	名		称		大通	ケア	゚ステ	ーショ	ョン			所在地	、事業	所電話	番号の	と一致さ			
事					(〒2 2	22—	2222)			世.	てくださ	い。						
· 業 所	ᇎ	在	地			神奈	€/II}	県横 え	兵市南	区幸	富町	7-7-	-7				-		
所 	所	1±	地												1 ' '	款等の事 して記載			
	連	絡	先	電	括 番	号	045-	-000-	0002				FAX	(番号	045-0	000-000	3	\	
申請	に係る	る事業の	実施	につ	ハて定	めて	ある定	₽款等 <i>0</i>	の条項				第	2 条		項	į	5 号	
	フリ	ガナ		ヨコハ	く い	ナコ	4₹	足字	介護支	「垤車	半所で	· 告押	(〒33	3-3333)				
	氏	名		横浜	〔 花·	子			からな				棱	黄浜市 西	区港	町3-3	3-3		
管		10					-		してくた			- 22							
理	申請(こ係る事	業所	で兼	務する	他の	職種((兼務す	ける場合	のみ記.	入してく	ください。)			一 介護	支援專	門員	
者		する同・					事 業	所又	は施	没の名	称	同一剪	 敦地内	の他の	事業店	 听の職剤	条を兼務	いますし	
		所又は 又は施				カみ			職種及	び勤剤	§			載してく					
		してくた					時間]								_			
事	業開	始時σ)利,	71						,			事業	計画書	の利	用見込	<u>≯ ≥ 2</u>	0 人	
従	`	\						後専門		4			数を	記載し	てくだ	さい。			
業者		ш.,,	$\overline{}$	<u> </u>	Ę	享従			養務	_				_ 	· p #	一 暇、夏季	:	たがち	z
者		勤(人							1 造	生	このす	してく	ださい。			吸、复うは記載し		-	/ବ
	非深	勤(人	()							7	4				_				
	営	業		日	日	月	火	水	木 金	14	祝備	着	1:	2月29日	から	1月3日	まで休み	4 。	
						O	0	O	0 0				<u></u>			1			
主な	営	業	時	間	備	→ I	9:0	0~1	7:00		事業	手所が開	削いてし	ハる時間	また記	.載.			
掲掲					17113	考	5 AT //			4-1				実	施地均	 或は市町]村単位	たでな	۷,
示	利	用		料	法定位					なし	ᆂᇛᄑᄱ	+ – L	~ ₩	1 -		の一部地			
事項	Z 0	7 4h C	ト オ	. н	法定任				+>11 /			き示上	の領			営規程			ずを
				Д		建E 横浜			おり。(2) 川山						正する	る必要が	ありま [.] (5)	9 。	
Ī		の事業 地域	Ę(J)		備		•						± 5C1 - →	(4)	- do J-L	ください			
	1111							T (T) (/)	- = N 141.	I LAVI.	JI. 1 (11 = =	- HIT I. J	つばしいき	· /) TJ	\ /> \ \			

従業者の勤務の	体制	及び勤務形態		記載して				た明	翟日		(—— 指定·		7			分) ンフト			ービ 業所	-		大	(通介	護					介	護予	防	訪問	引介護 ┪	は忘	も行う場合 れずに記載 ください。
	勤務				ľ		第	1		週	作成	して	くださ	さい	0						第	3	;	週			4	第	4		週			週平均	常勤換
職 種	形態	資格	氏	:名	7	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	4週の	の勤務	算後の
				*	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	田	月	火	水	木	金	土	合計	時間	人数
管理者	В		平塚	太郎		2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2	2	40	10	_
サービス提供責任者	В	介護福祉士	平塚	太郎		6	6	6	6	6	i		6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6	5	120	30	
	В	介護福祉士	逗子	二郎	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8 8	3		8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40	1
																																			1
訪問介護員	/D	ヘルパー2級	相模原	原 順子		4	4	4					4	4	4					4	4	4					4	4	4				48	12	
	D	ヘルパー2級	鎌倉	洋子				4	4	4					4	4	4					4	4	4					4	4	4	Į	48	12	
	D	ヘルパー2級		花子							4							4							4							4	16	4	
 訪問介護と介護予防	D	ヘルパー2級	藤沢	波子	4		4		4			4		4		4	Į		4		4		4			4		4		4			48	12	
訪問介護を一体的に	D	ヘルパー1級	川崎	菊代	2						2	2						2	2						2	2						2	16	4	
行う場合、両サービス	D	介護福祉士	平塚	三郎		8				8			8				8			8				8			8				8	3	64	16	1
の"兼務"となり、勤務				·																															1
形態はB又はDになり							_			1.6-16	// Table 9		<u> </u>	7 <i>h</i> - L	1			#1	7/					, .		_			1						1
ます。							人(ひ人	、か、	夜 蚕	カ職権	理を	隶	労す	් ර [ූ]	場台	は.	、勤	務問	寺間	の	刊り	振り	かり	少安	C 5	F 。								
サービス提供責任者		İ																																	
+訪問介護員																																	A 520	B 130	C 3.2

<u>常勤職員の1週あたりの勤務時間 40時間/週(D)</u>

- *A(合計月間勤務時間)…サービス提供責任者と訪問介護員の合計月間勤務時間を記入。
 - 注: 管理者がサービス提供責任者を兼務している場合は、それぞれの職種で勤務時間を割り振り、**管理者としての勤務時間は除く**こと。
- *B(合計週間勤務時間)…A÷4
- * C(常勤換算)···B÷D
- 備考1 事業に係る従業者全員(管理者を含む。)について、4週間分の勤務すべき時間数を記入してください。
 - 2 職種ごとに左記の勤務形態の区分の順にまとめて記載してください。 勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務
 - 3 算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。
 - 4 サービス提供責任者・訪問介護員の欄が足りないときは、欄を増やして(別の職種の余分な行を削除してその分の行を増やす、2ページにする等)記入してください。
 - 5 資格欄は、資格が必要な職種(サービス提供責任者・訪問介護員)のみ記載してください。
 - 6 *欄には、当該月の曜日を記入してください。

サービス提供責任者の配置基準

利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1以上(前3月の平均を用いる)

〇前3月の利用者数(通院等乗降介助のみの利用者は0.1人として計算)

0	月	月	月	前3月の平均
				0

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

してください。

(26 年 〇月分) サービス種類

(通所介護、介護予防通所介護 —

┘予防も行う場合 は忘れずに記載 してください。

事業所番号(

1412345678 指定予定年月日

事業所名(

大通デイサービスセンター

<u>1 単位目 定員: 20 名 サービス提供日: 用・火・水・木・金・土・日</u>

のシフトを作成。 サービス提供時間: 7 時間 00 分

算定する加算がある場し →個別機能訓練加算(I): あり ・ なし 合は、ありに〇を記載 若年性認知症利用者受入加算: あり なし

個別機能訓練加算(Ⅱ): あり _・ なし 運動器機能向上加算: あり なし

口腔機能向上加算: あり ・ なし 栄養改善加算: あり むし

サービス提供体制強化加算: (I) · (II) · (II) · なし

	アクティビティ実施加算: む	あり・な)	,	+	ナービフ	く提供	体制	強化	加算:	(]	()	(1) -	(111) (<i>t</i>
_[指定予定年月日に応じた															
- -	曜日を記載してください。	第	1	週				第	2	遁	1				第	
_		1 1 1														

				指定予	·定年月	日に応じた	—																											—		
	Tall the	勆務		曜日を	記載して	てください。		角	1	j	<u> </u>				第	2	遁	1				第	3	遁	1				第	4	遁	<u>l</u>				週平均
職種	,	1 態	資格等		氏	名	_ -	1 2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	4调の	の勤務
197 12	ľ		X111 13		20		*	E B		ile	水	木	· 全	+	B	月	从	лk	木	余	+	B	月	ılı	лk	木	1	+	B	日	ili	水	木		1	時間
							^	<u>- </u>	 ^	1	小	7	317	十	H			7/\	7	317	一				小	不	317	十	Н		_	7/\	7	317		寸 目
管理者]	3		横浜	太郎		_		4	4	4	4	4		Ь_	4	4	4	4	4			4	4	4	4	4	Ł	_	4	4	4	4	4	80	20
生活相談員]	3	介護福祉士	横浜	太郎				4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4	Į		4	4	4	4	4	80	20
]	3	社会福祉主事任用資格	ト ト 神奈』	太郎				8	8 8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8 8	3		8	8	8	8	8	160	40
看護職員]	O	看護師	横須賀	賀 和子				2	2 2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	40	10
]	O	看護師	相模原	原 順子				2	2 2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	40	10
機能訓練指導員]	O	看護師	横須賀	買 和子				3	3	3	3	3			3	3	3	3	3			3	3	3	3	3	3		3	3	3	3	3	60) 15
]	O	看護師	相模原	原 順子				3	3	3	3	3			3	3	3	3	3			3	3	3	3	3	3		3	3	3	3	3	60) 15
							┸																													
介護職員]	3		横浜	花子				8	8 8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8 8	3		8	8	8	8	8	160	40
]	В		相模	さくら				8	8 8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8 8	3		8	8	8	8	8	160	40
]			鎌倉	小町				4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4	Ł		4	4	4	4	4	80	20
]				菊代				4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4	Ł		4	4	4	4	4	80	20
		i	通所介護と介護 防通所介護を一	予 体 —																														Ш	<u></u>	<u> </u>
		自	内に行う場合、同	5					\perp			Ш	1 1		 が炸	┃ ፠ኯ™		<u></u>	<u></u>	 坦 <i>春</i>	 >++	##324	 	 の生	 	 = (.) +	<u> </u> :心理	 更です	<u> </u> ⊦	┶					<u> </u>	$oldsymbol{ol}}}}}}}}}}}}}}}}}}$
			サービスの"兼教											T	ル・修区 T	蚁唧 T	が里で T	不仍	ි දි 	物口	110、 1	重儿 <i>作</i> 第	│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │	リン古	リツ切	メツル T	·必3	₹ C 9	'	┦					1	
			となり、勤務形態 BorDになります				\top		\top																									П		

時間/週(D) 常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務時間 [就業規則等で定められた1週あたりの勤務時間]

備考1 事業に係る従業者全員(管理者を含む。)について、4週間分の勤務すべき時間数を記入してください。

2 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載してください。

勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務

通所介護と介護予防通所介護を一体的に実施している場合、勤務形態はBかDのいずれかになります。 (通所介護と介護予防通所介護を兼務)

- 3 職員が兼務する場合(例:管理者と生活相談員、看護職員と機能訓練指導員)には、それぞれの職種で勤務時間を按分し、記入してください。
- 4 生活相談員・看護職員・介護職員の欄が足りないときは、欄を増やして(別の職種の余分な行を削除してその分の行を増やす、2ページにする等)記入してください。
- 5 定員が10名以下で看護職員を配置していない場合は、「看護職員」の欄は削除するか斜線を引いてください。
- 6 資格欄は、資格が必要な職種[看護職員・機能訓練指導員(機能訓練体制加算ありの場合)]のみ記載してください。
- 7 *欄には、当該月の曜日を記入してください。

1人が複数職種を兼務する場合は、どの時間に何の職種に従 事するのかを記載した書類を添付してください。

(例)横須賀 和子

9:00~12:00 機能訓練指導員

13:00~15:00 看護職員

従業者の勤務の体制	刊及で	び勤務形態ー	-覧表	指定予を記載					た曜	翟日	,		年 // 定予:	1						ス種 名(類	大	(通看		訪! ステ		護 ンョン		介	護予	防	訪問	引看護	1	行う場合 ずに記載 さい。
	勤務			/	\		第	1	į	周	Щ	のシ	ノフト	を化	乍成		圕				第	3		週				第_	4		週			 週平均	常勤換
職種	形態	資格	氏	名	V_1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	4週の	の勤務	算後の
				*	土	日	月	火	水:	木	金	土	日	月	火	水	木	金	\pm	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	合計	時間	人数
管理者	В	看護師	横浜	太郎	4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			80	20	_
看護職員	В	看護師	横浜	太郎	4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			80	20	
	В	看護師	相模原	順子			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8	160	40	
	В	看護師	横須賀	弘美	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	160	40	
 訪問看護と介護予防訪-	D	准看護師	鎌倉	洋子	4	4						4	4						4	4						4	4						32	8	
問看護を一体的に行うし																																			
場合、両サービスの"				101	ムミナモ	****	₩ 1 €	<u> </u>	<u>+ 3⁄</u> 2 ·	<u> </u>	182		<u> </u>	h 3女	n± E	三	・中川	() +F	= () -	ا ان کا	· · · ·	ムー		$\neg 1$											
兼務"となり、勤務形態				人の人	ルバタ T	数 4	100年	<u>ピオ</u> エ	下 /分	9 G)场)	□ le	⊁ 、 重	川竹 新	 [_目 」U。 T	一	ツ加	えりん	J) Y	〉安 I	C 9	0	$-\!$											
はBorDになります。																																			
 看護職員の総計									-	4			-	-	\dashv																		A 432	B 108	C 27
理学療養士•作業療法士					t	Н		\dashv	\neg	寸	一	┪	寸	†	_	\dashv	\dashv							\dashv		\dashv	\dashv						, 102		/
又は言語聴覚士	\Box				T	Н	\Box	\dashv	\dashv	十	一	\dashv	\dashv	7	\dashv	\dashv	\dashv							\dashv	\dashv	\dashv	\dashv								
<i>入14日叫"吃</i> 尤 上					T			寸	1	十	1	一	\neg	寸	\dashv	1																			

常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務時間 [就業規則等で定められた1週あたりの勤務時間]

40時間/週 (D)

*A(合計月間勤務時間)…看護職員の合計月間勤務時間を記入。

注: 管理者が看護職員と兼務している場合は、それぞれの職種で勤務時間を割り振り、管理者としての勤務時間は除くこと。

- *B(合計週間勤務時間)…A÷4
- *C(常勤換算)…B÷D(小数点2位以下切捨て)

備考1 事業に係る従業者全員(管理者を含む。)について、4週間分の勤務すべき時間数を記入してください。

2 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載してください。

勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務

- 3 算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。
- 4 理学療養士・作業療法士・言語聴覚士を配置していない場合は、「理学療養士・作業療法士・言語聴覚士」の欄を削除するか、斜線を引いてください。
- 5 看護職員・理学療養士・作業療法士・*言語聴覚士*の欄が足りないときは、欄を増やして(別の職種の余分な行を削除してその分の行を増やす、2ページにする等)記入してください。
- 6 資格欄に、資格を記載してください〔看護師・准看護師等〕。
- 7 *欄には、当該月の曜日を記入してください。

従業者の)勤務	その な	本制及び勤務飛	態一覧表						日にださ			碧	指:	<i>/</i> 定予	`_ 定 ^全	=====================================	分) —— 日の	_	サ- 事:							居 ステ		介語 ·ショ		援哥	事業	Ę				
		勤務							第	1		週		ン.		を作り 第			遍				第	;	3	週				第	-	4	週	<u> </u>			週平均
職	種	形態	資格	氏	名		Y	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12														5 2	26 2	7 2	28	4週の	の勤務
						*	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	1	E E	3 F	ョ リ	<u>ر</u> ا	火 オ	t 3	金	合計	時間
管理者		В	介護支援専門員	横浜 花子					4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	Į 4	4	1 4	4	4			4	4	4	4	4	80	20
介護支援専	門員	В	介護支援専門員	横浜 花子					4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	L ∠	1 4	1 4	1 4	4			4	4	4	4	4	80	20
																																		1			
													1人	、 の.	人か	複	数單	戦種:	を兼	務	する	場	合门	t、 ;	勤剂	阴	間の	宮	り扱	長り:	が必	少要	です	- 0			
																								\vdash						\top		\top		Ŧ			
																								+			+	╁	+	+		+		+	\dashv		
																											-	-	+	+	-		-	+			
																								_			_	-	\perp	\downarrow		_		\downarrow	4		
																								╙					\perp	\perp		╧		\perp			
																																		T			
																								T										\dagger	1		
																													\dagger	\dagger				\dagger			

常勤職員の1週あたりの勤務時間 40 時間/週

備考1 事業に係る従業者全員(管理者を含む。)について、4週間分の勤務すべき時間数を記入してください。

2 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載してください。

勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務

- 3 管理者が介護支援専門員を兼務する場合には、それぞれの職種で勤務時間を按分し、記入してください。
- 4 介護支援専門員の欄が足りないときは、欄を増やして記入してください。
- 5 資格欄は、資格が必要な職種(介護支援専門員)のみ記載してください。
- 6 *欄には、当該月の曜日を記入してください。

介護支援専門員事前登録総括表

呷	事業所番号	14													_	
サービス種類 (いずれか 1つに〇) (32) 認知症対応型共同生活介護						(51) 介護老人 (52) 介護老人 (53) 介護療養	保健	赴施設)をつ	コード けたサービ こ付いてい	43				
	フリガナ	オオドオリケアステー	シ	ヨン	,					フリガナ		カナガワケン	ヨコハマ	'シコ'	ウフクマチ	
 	事業所名					 〒222-2222 ン _{事業所住所} 神奈川県横浜市南区:			幸福町7	-7-7						
報台	告者 職·氏名	管理者•横浜 花-	子					1	. – .	定年月日と一 (ださい。	致	電話番号		045	5-000-00	02
		介護支援	受長	戼	月点	員名	呂須			(平成	2	1年8月1日	現在)			
		フリガナ 氏 名		登	録	番号	ਰੇ(8	3ケタ	7)	発行者名		就業開始年	F月日(西)	替)	就労形態	(いずれかに〇)
1	(フリガナ)ヨコ 横浜 花		1	4	C	0	0	0	0 0	(コード: 14 神奈川県気		西暦 2009年	8月	1日	(03)常 (02) 非	動 専 従 勤 兼 務 常勤専従 常勤兼務
2	(フリガナ)									(コ ード : 知 [:]) t	を記録している。	日と一致	対さ	(03) 常 (02) 非	動 専 従 謝 兼 務 常勤専従 常勤兼務
3	(フリガナ)									(コ ード : 知 [:])事	西暦年	月	日	(03) 常 (02) 非	動 専 従 勤 兼 務 常勤専従 常勤兼務
4	(フリガナ)		-							(コ ード : 知 [:])事	西暦年	月	日	(03) 常 (02) 非	動 専 従 動 兼 務 常動専従 常動兼務
5	(フリガナ)		-							(コード: 知:)	西暦年	月	日	(03) 常 (02) 非	· 勤 専 従 · 勤 兼 務 · 常勤専従 ・ 常勤兼務

- ※1 事業開始予定年月日時点で、介護支援専門員の資格に係る業務に従事している方、全員について記載して下さい。 【就業開始年月日】欄は、当該事業所で介護支援専門員の資格に係る業務に就業した年月日を記入して下さい。
- ※2 同一事業所内で開設している複数サービスにおいて、介護支援専門員の資格に係る業務に従事している方は、サービスごと(1サービスにつき1枚)に必要事項を記載して下さい。
- 注! 介護支援専門員名簿欄が不足する場合は、この様式をコピーして使用して下さい。 その際は、右欄にページ数を記入して下さい。

ページ/総ページ中

事業所の 管理者 経 歴 書

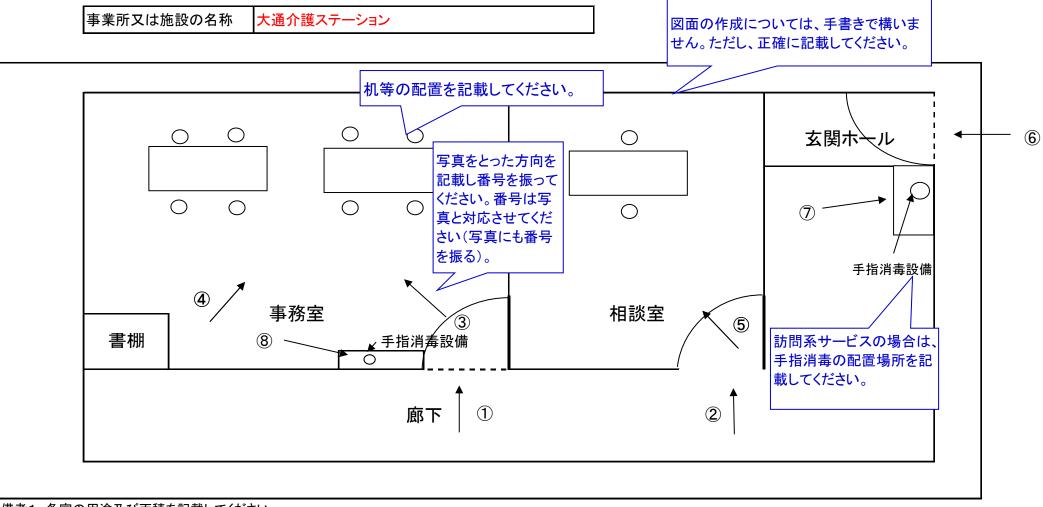
事業所又は施	設の名称	大通介護ステー	ション					
カナ ヒラツ	カ タロウ							
氏名 平塚	太郎			生年月日	S30	年	5 月	5 日
	号 333 一	•						
住所中均	(市〇〇3一	3-3						
電話番号	000-000-	0004						
		主な	職	歴 等				
年 月	~ 年 月		游	先 等			職 務	内 容
平成12年4月~	~平成12年10	0月 中央福祉サー	ービス協会	<u> </u>		経理	兼事業企画	<u> </u>
						_		
平成12年11月	~平成19年	3月 株式会社 カ	ナガワへ	ルプサービス	ζ	訪問	介護員	
						_		
平成19年4月~	~平成25年8	月株式会社_ベ	イケアホー	<u>ームヘルプ+</u>	ナービス	管理	者	
L						_		
L					今回、指定	宇を受け	·る予定の [§]	事業
					について			
		指定(変)	更)後 (こ従事する	し る 職/			
年 月	~ 年 月		油 務	先 等			職務	内容
平成25年9月~	<u>-</u>	大通介護	ステーショ	シ		管理	者兼	
						サー	ビス提供責	 任者
		職務は	こ関連	する資	格			
資	格の種	類		資	格取	得 年	月	
介護福祉士	=		平成1	9年4月				
介護支援專	門員		平成2	20年4月				
備考(研	修等の受講の							
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	- CANT							
L								

備考

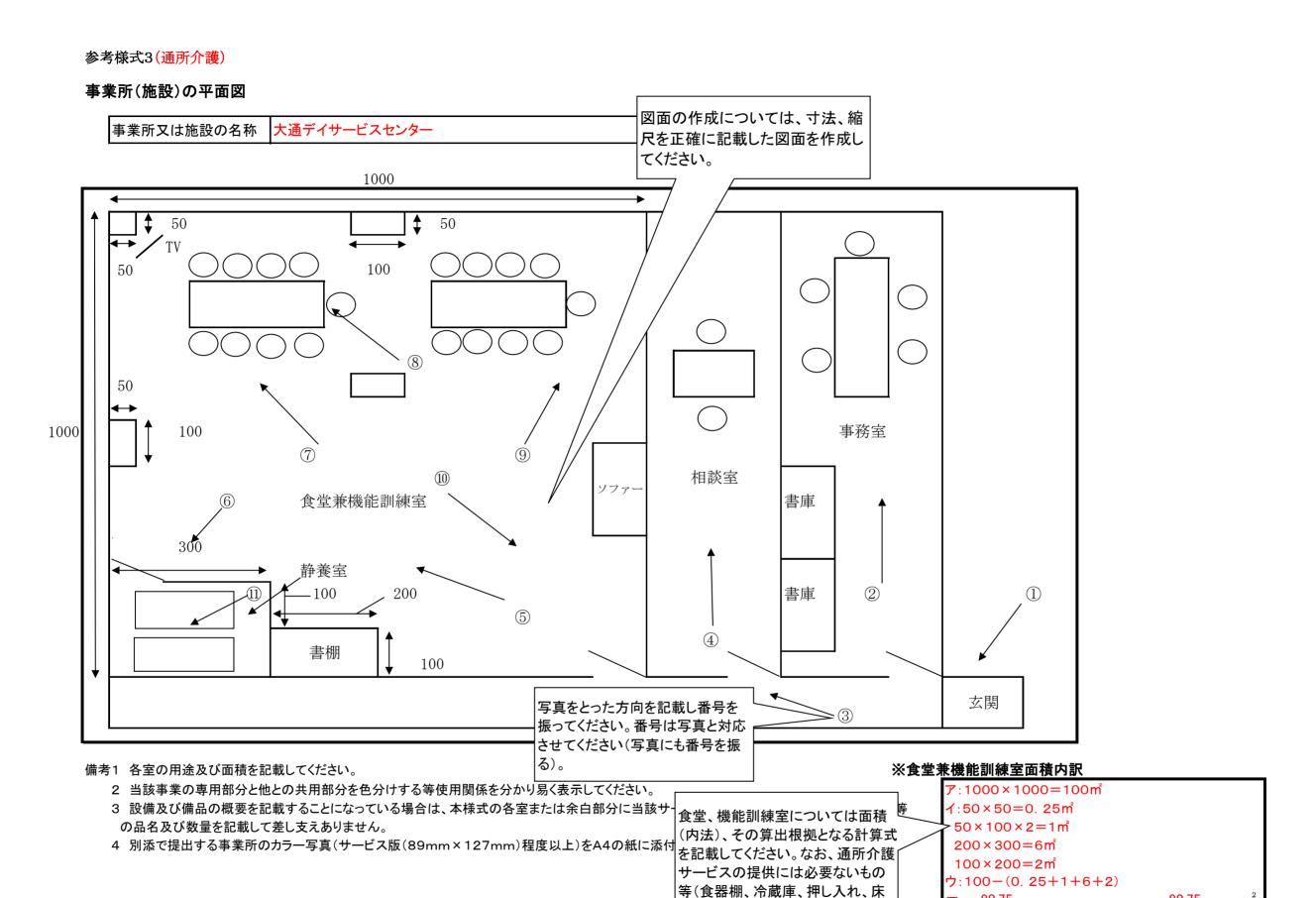
- 1 住所・電話番号は、自宅のものを記入してください。
- 2 当該管理者が管理する事業所・施設が複数の場合は、「事業所又は施設名」欄を適宜拡張して、その全てを記入してください。

参考様式3

事業所(施設)の平面図



- 備考1 各室の用途及び面積を記載してください。
 - 2 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。
 - 3 設備及び備品の概要を記載することになっている場合は、本様式の各室または余白部分に当該サービスの提供を行うために整備する備品等の品名及び数量を記載して差し支えありません。
 - 4 別添で提出する事業所のカラー写真(A4の紙に添付)と対比出来るようにしてください。

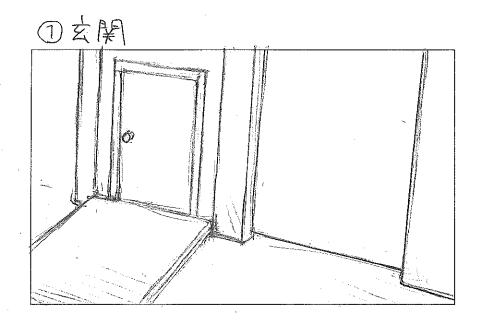


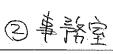
の間等)の面積は除外してください。

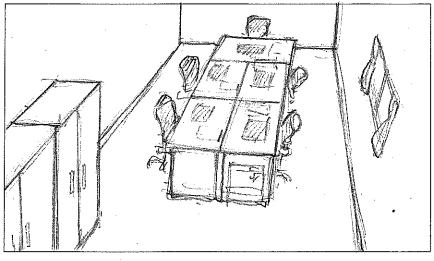
= 90.75

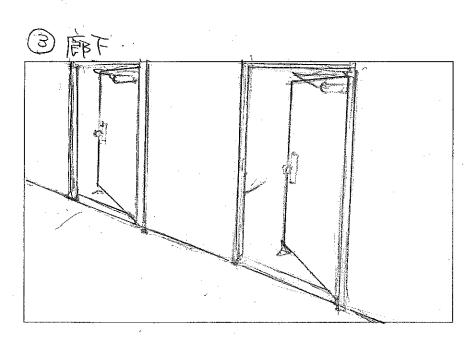
90.75

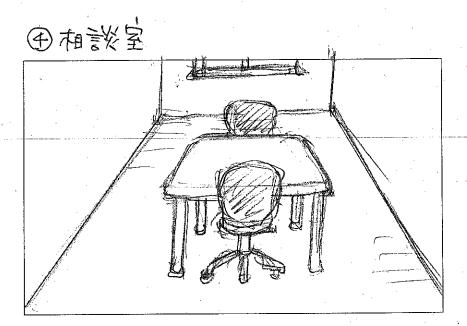
 m^2



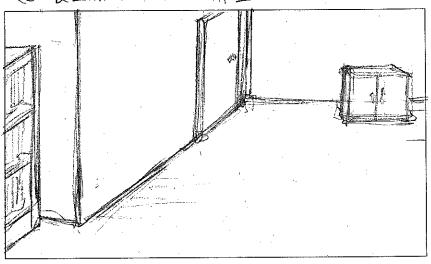






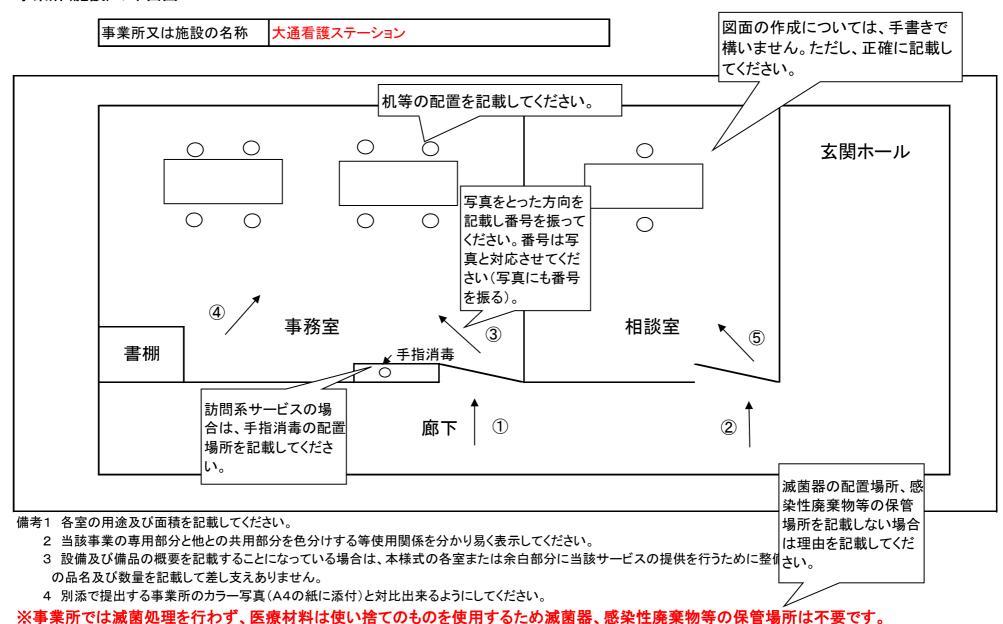


②食堂兼棧能訓練室



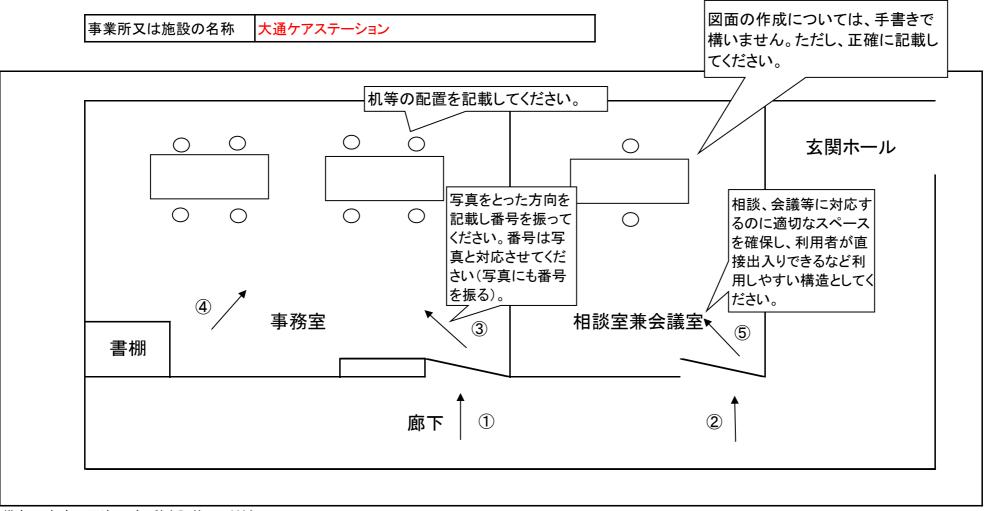
参考様式3

事業所(施設)の平面図



参考様式3

事業所(施設)の平面図



- 備考1 各室の用途及び面積を記載してください。
 - 2 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。
 - 3 設備及び備品の概要を記載することになっている場合は、本様式の各室または余白部分に当該サービスの提供を行うために整備する備品等の品名及び数量を記載して差し支えありません。
 - 4 別添で提出する事業所のカラー写真(A4の紙に添付)と対比出来るようにしてください。

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	大通介護ステーション
申請するサービス種類	訪問介護·介護予防訪問介護

措置の概要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

・ 相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いている。また、担当者が不在の時は、 基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継いでいる。

(電話番号) 000-000-0002

(FAX番号) 000-000-0003

(担当者) 管理者 平塚 太郎

職名を記入してください。

不在時の対応についても 記入してください。

- 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
 - ・ 苦情があった場合は、ただちにサービス提供責任者が相手方に連絡を取り、直接行くなどして 詳しい事情を聞くとともに、担当者からの事情を確認する。
 - サービス提供責任者が、必要であると判断した場合は、管理者まで含めて検討会議を行う。 (検討会議を行わない場合でも、必ず管理者まで処理結果を報告する。)
 - ・ 検討の結果、必ず翌日までに具体的な対応をする(利用者に謝罪に行くなど)。
 - ・ 記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てる。
- 3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等(居宅介護支援事業者の場合記入)

ケアプランに位置づけているサービス事業所についての苦情が利用者からあった場合に、どのように対応するのか記載してください。

(居宅介護支援事業所のみ記載)

4 その他参考事項

・ 普段から苦情が出ないようなサービス提供を心がけている(毎日朝礼等で確認。訪問介護員に対する 研修の実施等)

事業所として、苦情を少なくするための具体的な方策について記載してください。

備考 苦情処理に係る対応方針を具体的に記してくだい。

記入不要

記入日 平成25年7月30日

法人名			事業所番号 //	事 業所名				
;	株式会社 大通り介護		,	大通介語	養ステーション			
氏分	カナガワ ジロウ	生年 月日	1950年1月1日	郵便番号	〒 111 − 1111			
リ ガ	神奈川 二郎	役職 • 呼称	代表取締役	(フリガナ) 住 所	カナガワケンヨコハマシカナザワクカナザワミナミ神奈川県横浜市金沢区金沢南1-1-1			
氏分	カワサキ シロウ	生年 月日	1956年8月8日	郵便番号	〒 666 − 6666			
ノリガナ) 名	川崎 四郎	役職 • 呼称	専務取締役	(フリガナ) 住 所	カナガワケンカワサキシカワサキクカワサキニュータウン 神奈川県川崎市川崎区川崎ニュータウン3-3- 3			
氏①		生年 月日	年 月 日	郵便番号	〒 −			
氏 名	当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、 顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、 執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。)を全て記載し							
氏分	てください。							
リガナ) 名		役職 • 呼称		(フリガナ) 住 所				
氏①		生年 月日	年 月 日	郵便番号	〒 −			
氏 名		役職 • 呼称		(フリガナ) 住 所				
氏分		生年 月日	年 月 日	郵便番号	〒 –			
氏 名		役職 • 呼称		(フリガナ) 住 所				
氏分		生年 月日	年 月 日	郵便番号	- −			
氏 名		役職 • 呼称		(フリガナ) 住 所				
氏分		生年 月日	年 月 日	郵便番号	〒 –			
氏 タリガナ		役職 • 呼称		(フリガナ) 住 所				

- 当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問 その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役 又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。)を全て記載してください。 備考 1

 - 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けるなどして記載してください。3 上部の記入日欄については、この様式に記入した日を記載してください。

【指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所の運営規程 (通院等乗降介助を行う場合)の作成例】

○○△△ホームヘルプセンター運営規程

事業所名称
を記載してください。

(事業の目的)

第1条 ○○法人○○が開設する○○△△ホームへルプセンター(以下「事業所」という。)が 行う指定訪問介護事業及び指定介護予防訪問介護事業の適正な運営を確保するために人員及 び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等(以下 「訪問介護員等」という。)が、居宅事業にあっては要介護状態にある高齢者に対し、適正 な指定訪問介護を、また予防事業にあっては要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介 護予防訪問介護を提供することを目的とする。

(指定訪問介護事業の運営の方針)

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(指定介護予防訪問介護事業の運営の方針)

- 第3条 事業所の訪問介護員等は、要支援者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - 1 名称 ○○△△ホームヘルプセンター
 - 2 所在地 ●●市△区◇町1-1-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

- 第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
 - 1 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 サービス提供責任者 2名 (常勤兼務)

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び指定予防介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画の作成等を行う。

3 訪問介護員等

訪問介護員等は、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の提供に当たる。

訪問介護員等	常勤(人)	非常勤(人)
専従	0人	0人
兼務	5人	2人

(営業日及び営業時間)

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - 1 営業日 火曜日から日曜日までとする。祝日は営業しない。ただし、12月30日から1月5日までを除く。
 - 2 営業時間 午前9時から午後5時までとする。サービス提供時間は、午前6時から午後10時まで
 - 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- 1 身体介護
- 2 生活援助
- 3 通院等乗降介助

(介護予防訪問介護の内容)

- 第8条 指定介護予防訪問介護の内容は次のとおりとする。
 - 1 身体介護
 - 2 生活援助

職員については、必ず、職種 ごとに常勤、非常勤の別、専 従、兼務の別で人数を記載し てください。

」 営業時間とサービス提供時間が 異なる場合は、それぞれの時間 を記載してください。 (利用料等)

- 第9条 指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣 が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護が法定代理受領サービ スであるときは、その1割の額とする。詳細は別添の料金表のとおり。
- 2 第11条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えてからの実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

|交通費を請求できる |のは、通常の事業の |実施地域を越えた地 |点からです。

実施地域は客観的に場所が特

定できるようにすること。〇〇市

南部や事業所から〇〇Km以内

などは不適切です。

- 1 通常の実施地域を越えた地点から片道1kmごとに○○円
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問介護員等は、訪問介護及び介護予防訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、横浜市泉区、藤沢市の一部地域(高倉、長後)とする。

(その他運営についての留意事項)

- 第12条 事業所は、介護福祉士等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - 1 採用時研修 採用後○か月以内
 - 2 継続研修 年〇回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は○○法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

運営に関する重要事 項については必ず記 載してください。

附則

この規程は、平成○年○月○日から施行する。

- ※ その他運営に関する重要事項として記載すべき項目
- ○衛生管理
- ○苦情処理の体制・相談窓口
- ○事故発生時の対応

大通ケアステーション 指定居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条

株式会社 大通り介護が開設する 大通ケアステーション(以下「事業所」という)が 行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という)の適切な運営を確保するために 人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態 にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

当事業所は、利用者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者様が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者様の立場にたった援助を行うものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者様の意思及び人格を尊重し、利用者様の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- 3 事業にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1 名称 大通ケアステーション

2 所在地 神奈川県横浜市南区幸福町7-7-7

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

1名

1 管理者

介護支援専門員

(常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定居宅介護支援にあたるものとする。

2 介護支援専門員

1名 (常勤兼務)

介護支援専門員は、下記の指定居宅介護支援の提供にあたる。

介護支援専門員とその他 の職員に区分し、員数及び 職務内容を記載してくださ い。

- ①在宅で生活をしている要介護者が、日常生活を営むために必要な保健 医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者から の依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定め た計画(居宅サービス計画)を作成する。
- ②介護サービス計画に基づき指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。
- ③要介護者が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし土曜日・日曜日・祝祭日、12月29日から1月3日は営業しない。

2 営業時間 午前9:00から午後5:00までとする。

(指定居宅介護支援事業の提供方法、内容及び利用料等)

第6条

利用者の相談を 受ける場所、課題 分析の手順等を 記載してください。 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、 当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

2 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して支援 する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき 居宅サービス計画原案を作成する。

利用者様による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者様又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者様の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。

居宅サービス計画を作成すると共に、当該居宅サービス計画を利用者様及びサービス事業者に交付する。

適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者様が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施

設への紹介その他便宜を提供する。

課題の分析について使用する課題分析の方法はMDS-HC方式等を用いる。

- 3 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者様及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」)する。モニタリングの結果についてはその都度記録する。
- 4 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
- 5 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者様の自宅又は事業所の相談室において、利用者様又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。
- 6 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、 徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第7条

通常の事業の実施地域は、横浜市、川崎市川崎区、川崎市幸区とする。

(相談・苦情対応)

第8条

当事業所は、利用者様からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した 居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する 利用者様の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第9条

当事業所は、利用者様に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者様の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 当事業所は、利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修

採用後1ヶ月以内

② 継続研修

年 4 回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 大通り介護と 事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成26年〇月1日から施行する。

事業所名称 を記載してください。

「〇〇△△ホームヘルプセンター訪問介護料金表

平成26年〇月1日現在

1 訪問介護の介護報酬に係る費用(利用者負担1割分)

			サービス1回	当たりの料金	È		
	項目	身体介	護	生泪	5援助	通院等乗降介助	
坝 日		所要時間及び内容	単位数 (利用者負担)	所要時間及 び内容	単位数 (利用者負担)	単位数 (利用者負担)	
①基	本額	20分未満	171 単位 (△△△円)		_		
1割	没()内は、利用者 負担額を円に換算し	20分以上 30分未満	255 単位 (△△△円)	20分以上	191 単位	101 27/11	
し、パてとれ	したものです。ただ 小数点以下は切り捨 なるため、1ヶ月の	30分以上 1時間未満	404 単位 (△△△円) 587 単位	45分未満	(△△△円)	101 単位 (△△△円)	
	単位数で計算した場 多少の誤差が出ま	立数で計算した場 1時間 D. F.		45分以上	236 単位		
9 0		以降30分を増す毎に	83 単位 (<u>Д</u> ДД円)		(ΔΔΔ円)		完等乗降介
	初回加算	サービス提供責任者が 初回又は初回と同月内に 訪問した場合	利用者負担額	200年			行う場合 記載してくだ。
	早朝・夜間加算	早朝(6時〜8時)又は 夜間(18時〜22時)に 訪問した場合	(1割)は、下記* の算出方法により算出してくだ		x×25%		
	深夜加算	深夜(22時〜翌6時)に 訪問した場合	さい。				
② 加 算	緊急時訪問介護 加算	利用者からの要請に より緊急の訪問介護 を行った場合					
	2人の訪問介護	賃員によるサービス提供					
	生活機	能向上連携加算		算定する加算のみ			
	介護職員処	遇改善加算(I)	介護報酬総単位数(ス別加算率(4.0% 単価	記載して ください。			

*利用者負担額(1割)の算出方法

①②の計算による 1 か月のサービス合計単位数× \bigcirc ○. \bigcirc ○円= \bigcirc ○円(1円未満切り捨て)

○○円-(○○円×0.9 (1円未満切り捨て)) = △△円 (利用者負担額)※○○.○○円は、○○市(○級地)の地域単価

事業所が所在する市町村の 地域単価を記載してください。

2 介護予防訪問介護の介護報酬に係る費用(利用者負担1割分)

	_ 2 月後7例初向月後の月後報酬にはる其用(利用名其2 「司刀)					
	J	項目	一月当たり	の利用料金		
1	介護予防	訪問介護費(I)	1週に1回程度	1226 単位 (△△△円)		
基本	介護予防	訪問介護費(Ⅱ)	1週に2回程度	2452 単位 (△△△円)		
額	介護予防訪問介護費 (Ⅲ)		上記(Ⅱ)の回数の程度を超 える以上の回数	3889 単位 (△△△円)		
	初回加算	サービス提供責任者が 初回に訪問した場合) 単位/月 △△円)		
② 加 算	生活機能向上連携加算		1 0 0 (△∠	算定する加算のみ		
	介護職員処	L遇改善加算(I)	介護報酬総単位数(基本サービス別加算率(4.0%)〈1単位 単価	記載して ください。		

*利用者負担額(1割)の算出方法

①②の計算による1か月のサービス合計単位数×○○.○○円=○○円(1円未満切り捨て)

 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円-($\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円 \times 0.9 (1円未満切り捨て)) = \triangle △円 (利用者負担額)

※○○.○○円は、○○市(○級地)の地域単価

3 運営基準に定められたその他の費用

	項目	金額	説明
その他の費用 (交通費)		実費	通常の実施地域以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が 訪問するための交通費(実費)がかかります。なお、自動車 を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。 1 通常の事業の実施地域を越えた地点から、 片道 1 kmごとに ○○円
通所介護	おやつ代 その他 日常生活費	実費	1日 ○○円 1 利用者の希望による教養娯楽費用 実費 (行事やクラブ活動による材料費等) 2 利用者の希望により購入する身の回りの品 実費 (タオル、おむつ等個人の日用品等)
訪問看護	死後の処置料	10,000円	
福祉用具貸与	月途中に サービス利用 開始・終了 した場合	1 レンタル開始日か2 レンタル開始日か3 レンタル修了日か	月単位で計算し、日割り計算はしないものとする。 ド開始月の15日以前…月額レンタル料全額 ド開始月の16日以降…月額レンタル料の1/2相当額 ド修了月の15日以前…月額レンタル料の1/2相当額 ド修了月の16日以降…月額レンタル料全額

4 通常のサービス提供を超える費用(利用者負担10割)

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額 と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護 保険枠外のサービス料金です。 (介護予防訪問介護のケアプラン上のサービスについては月 額一律料金です。)

<u>大通りデイサービスセンター1日の流れ(例)</u>

8:30~ 送迎開始

9:15~ 利用者到着

9:30~ <u>サービス提供開始</u> 朝の挨拶

バイタルチェック (血圧、体温測定)

10:00~ 入浴

機能訓練

(具体的な内容を記載してください)

12:00~ 昼食

13:00~ レクレーション(具体的な内容を記載してください)

個別機能訓練、口腔機能向上サービス

15:00~ ティータイム

15:45~ <u>サービス提供終了 帰りの挨拶</u>

帰り支度

15:50~ 送迎開始 利用者出発

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	大通ケアステーション
申請するサービス種類	居宅介護支援

措置の概要

・ 相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いている。また、担当者が不在の時は、 基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継いでいる。

(電話番号) 045-000-0005 (FAX番号) 045-000-0006

(担当者) 管理者 横浜 花子

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・ 苦情があった場合は、ただちに管理者が相手方に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を 聞くとともに、担当者からも事情を確認する。
- ・ 管理者が必用があると判断した場合は、担当者と検討会議を行う。 (検討会議を行わない場合も、必ず管理者まで処理結果を報告する)
- ・ 検討の結果、必ず翌日までには具体的な対応をする(利用者に謝罪に行くなど)。
- ・ 記録を台帳(パソコンのデータベース)に保管し、再発を防ぐために役立てる。

3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等(居宅介護支援事業者の場合記入)

- ・ 苦情があった場合は、事業者の管理者に連絡を取り、直接行くなどして苦情内容の事実確認・ 詳しい情報の把握を迅速に行い、記録し共同で対応を行う。
- ・ 利用者の立場を考慮しながら事業者側の責任者に事実関係の特定を慎重に行う。
- ・ 苦情内容については、サービス担当者会議等での報告を行い再発防止に役立てるため対応方針を 協議し、記録する。
- 苦情内容について改善されない場合は、利用者の意向を踏まえ他の事業所等の紹介を行う。

ケアプランに位置づけているサービス事業所についての苦情が利用者からあった場合に、どのように対応するのか記載してください。

4 その他参考事項

- 普段から苦情が出ないようなサービス提供を心がけている。
- 毎日の申送り事項の中で確認、又全体会議・社内研修等を実施している。

事業所として、苦情を少なくするための具体的な方策について記載してください。

備考 苦情処理に係る対応方針を具体的に記してくだい。

関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携内容

事業所又は施設名	大通ケアステーション
申請するサービス種類	居宅介護支援

措置の概要

1 関係市町村との連携の内容

(1)サービス提供前の受給資格の確認について

具体的に記載してください。

指定居宅介護支援の提供を求められた場合、利用申込者の提示する介護保険被保険者証によって、 被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定等の有効期間を確認する。要介護認定を受 けていない利用申込者については、当該利用申込者の意志を踏まえて、速やかに当該申請が 行えるよう必要な援助を行う。

(2)居宅サービス計画の作成について

居宅サービス計画の作成、または変更にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、関係市町村とは常に連携を取り、計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるように努める。

(3)利用者に関する通知

指定居宅介護支援を受けている利用者が、偽りその他の不正行為によって保険給付を受けたり、正当な理由無しにサービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させた認められるときには、市町村に通知する。

(4)事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族関係者に連絡し、必要な措置を講ずる。

また、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

2 他の保健医療・福祉サービス提供主体との連携内容について

(1)サービス提供困難時の対応について

具体的に記載してください。

当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な支援を行う。

(2) 指定居宅サービス事業者との連携について

サービス計画作成後における利用者の状況の変化に迅速に対応した居宅サービス計画の変更ができるように定期的な担当者会議を中心に各事業者との連絡を密に行う。利用者の主治医から指示がある場合は、主治医の意見を取り入れたサービス提供を行う。

(3)介護保険施設との連携について

在宅での生活が困難になったときの施設の紹介や、施設・病院へ入院・入所する利用者のスムーズな移行及び、施設・病院から退所・退院する利用者の居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。

(4)事故発生時の対応

事故が発生したとき、または指定居宅サービス事業者から事故報告を受けた場合、会議等により状況の把握に努める。